

専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	看護学科				
実施方法	① 通学 (昼間) 夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	241013	—	1520011	—	4
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数(44人)	修了者数(43人)	
平成12年 4月 1日	令和 9年 9月30日まで				
訓練期間	36ヶ月(4/1~3/31×3年間)		総訓練時間	3030時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格(看護師) () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等なし			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に定める受験資格 文科省省令・厚生労働省で定める基準に適合するものとして、 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		保健・医療・介護・社会福祉関連等			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
基礎分野(科学的思考の基礎、人間と生活、社会の理解)		375	} iPad・教科書他		
専門基礎分野(人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進)		570			
専門分野(基礎看護学、地域在宅看護論、成人看護学、老年看護学 小児看護学、母性看護学、精神看護学、看護の統合と実践、臨地実習)		2085			
		3030			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		なし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		高等学校又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者。 文部科学省の行う高等学校卒業程度認定試験規制により高等学校卒業認定試験に合格した者。			
③その他					
〔特記事項〕					

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	43	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	44	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	43	人	受験率(③/②)	97.7	%
④ ③のうち合格者数	43	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	42	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	43	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0			
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	43	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 0人	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	42	人	④A: 就業者計 42人	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	④B: 非就業者計 1人	
	4 非就業者	1	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下) 5人	
	2 1割以上3割未満増加した	5	人		
	3 1割未満増加した	0	人		
	4 変わらない	0	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3	人	⑥の回答数合計 43人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	12	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	15	人		
	7 趣味・教養に役立つ	4	人		
	8 その他の効果	4	人		
	9 特に効果はない	4	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	42	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 43人	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	21	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 43人	
	2 おおむね満足	8	人		
	3 どちらとも言えない	14	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

受講終了後は国家試験を受験し、多くの受講者が看護師国家資格を取得している。
就職率は100%であり、受講者が希望する病院に就職している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法
各授業科目の単位修得の認定に必要な時間数を満たし、試験に合格した者は、運営会議の審議を経て、学校長が単位を認定する。

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

専門実践教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法															
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	試験評価が60点以上、科目ごとの出席時間数が2/3以上であること。														
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	学科試験、技術試験、レポート、実習評価。 60点以上合格、科目ごとの出席時間数が2/3以上であること。 60点未満の場合は、再試験を受けることができる。														
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	3年以上在学し、学則第8条別表1: 教育課程一覧の104単位習得し、運営会議の審議を得て認定される。														
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと														
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法															
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	サポーター制をとり、各教員が学生の学校生活や学習に対する支援を実施している。質問を随時受け付け、助言・指導を行っている。														
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	看護師国家試験対策を実施する。 就職試験については、随時相談を受け付け、面接を行い、支援している。														
8. その他の事項															
指定教育訓練実施者名及び代表者名	公益社団法人 松阪地区医師会	(代表者名: 平岡直人)													
住所及び連絡先	三重県松阪市白粉町363	TEL 0598-21-0327													
施設名称及び施設長名	松阪看護専門学校	(施設長: 宮村俊行)													
住所及び連絡先	三重県松阪市鎌田町145-4	TEL 0598-50-2510													
苦情受付者	氏名 宮寄尚子 所属 事務	事務担当者	氏名 宮寄尚子 所属 事務												
連絡先	TEL 0598-50-2510	連絡先	TEL 0598-50-2510												
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,640,000 円												
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円													
① 一括払															
② 分割払		円													
③ 両方可能	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第1期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td style="text-align: right;">240,000 円</td></tr> </table>	第1期	240,000 円	第2期	240,000 円	第3期	240,000 円	第4期	240,000 円	第5期	240,000 円	第6期	240,000 円	
第1期	240,000 円														
第2期	240,000 円														
第3期	240,000 円														
第4期	240,000 円														
第5期	240,000 円														
第6期	240,000 円														
		(うち、必須教材費 円)													
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		1,320,000 円												
	① 任意の教材費 (税込額)	300,000 円													
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	円													
	③ 施設維持費 (税込額)	960,000 円													
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	60,000 円													
			2,960,000 円												

教育課程一覽

教育内容	科目名	単位	時間	1年次				2年次				3年次									
				前期		後期		前期		後期		前期		後期							
				単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間						
基礎分野	倫理学	1	30			1	30														
	情報処理	1	30	1	30																
	医療情報システム	1	15					1	15												
	論理と表現	1	30	1	30																
	文化人類学	1	30			1	30														
	教育学	1	30			1	30														
	社会学	1	30					1	30												
	心理学	1	30	1	30																
	コミュニケーション論	1	30			1	30														
	臨床コミュニケーション技法	1	15					1	15												
	臨床英会話	1	30	1	30																
	外国語	1	15			1	15														
	運動・レクリエーション論	1	30	1	30																
	日常生活論	1	15	1	15																
	サービス接遇	1	15	1	15																
	専門基礎分野	解剖生理学Ⅰ	1	15	1	15															
		解剖生理学Ⅱ	1	30	1	30															
		解剖生理学Ⅲ	1	30	1	30															
		解剖生理学Ⅳ	1	30	1	30															
		看護生理学	1	30	1	30															
生化学		1	15	1	15																
病理学		1	15	1	15																
微生物学		1	30	1	30																
臨床栄養学		1	30			1	30														
臨床薬理学		1	30			1	30														
臨床検査		1	15			1	15														
疾病治療論Ⅰ		1	30			1	30														
疾病治療論Ⅱ		1	30			1	30														
疾病治療論Ⅲ		1	15			1	15														
疾病治療論Ⅳ		1	15			1	15														
疾病治療論Ⅴ		1	30			1	30			1	30										
疾病治療論Ⅵ		1	15			1	15														
健康支援と制度		公衆衛生学	1	30					1	30											
		社会福祉	1	30					1	30											
		関係法規	1	15										1	15						
	リハビリテーション	1	30					1	30												
	家族看護論	1	30							1	30										
	地域と暮らし	1	30	1	30																
	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30	1	30															
		基礎看護学Ⅰ	1	30	1	30															
		基礎看護学Ⅱ	1	30	1	30															
		基礎看護学Ⅲ	1	30	1	30															
基礎看護学Ⅳ		1	30					1	30												
基礎看護学Ⅴ		1	30					1	30												
基礎看護学Ⅵ		1	30					1	30												
基礎看護学Ⅶ		1	30							1	30										
臨床看護学総論Ⅰ		1	30			1	30														
臨床看護学総論Ⅱ		1	30					1	30												
健康支援論		1	30					1	30												
地域・在宅看護論		地域・在宅看護論概論	1	15	1	15															
		地域・在宅看護論Ⅰ	1	30			1	30													
		地域・在宅看護論Ⅱ	1	30					1	30											
		地域・在宅看護論Ⅲ	1	15							1	15									
		地域包括ケア演習	1	30							1	30									
		多職種連携	1	15														1	15		
		成人看護学	成人看護学概論	1	15			1	15												
			成人看護学Ⅰ	1	30					1	30										
			成人看護学Ⅱ	1	30					1	30										
	成人看護学Ⅲ		1	30					1	30											
成人看護学Ⅳ	1		30					1	30												
成人看護学Ⅴ	1		30							1	30										
老年看護学	老年看護学概論		1	15			1	15													
	老年看護学Ⅰ	1	30					1	30												
	老年看護学Ⅱ	1	30					1	30												
	老年看護学Ⅲ	1	15							1	15										
小児看護学	小児看護学概論	1	15			1	15														
	小児看護学Ⅰ	1	15					1	15												
	小児看護学Ⅱ	1	30					1	30												
	小児看護学Ⅲ	1	30							1	30										
母性看護学	母性看護学概論	1	15			1	15														
	母性看護学Ⅰ	1	15					1	15												
	母性看護学Ⅱ	1	30					1	30												
	母性看護学Ⅲ	1	30							1	30										
精神看護学	精神看護学概論	1	15			1	15														
	精神看護学Ⅰ	1	30					1	30												
	精神看護学Ⅱ	1	30					1	30												
	精神看護学Ⅲ	1	15							1	15										
看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	1	15										1	15							
	看護の統合と実践Ⅱ	1	30									1	30								
	看護の統合と実践Ⅲ	1	30										1	30							
	看護の統合と実践Ⅳ	1	15												1	15					
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1	15		30														
	基礎看護学実習Ⅱ	2	90							2	90										
	地域・在宅看護論実習	2	90										2	90							
	成人看護学実習Ⅰ	2	90									2	90								
	成人看護学実習Ⅱ	2	90									2	90								
	成人看護学実習Ⅲ	2	90									2	90								
	老年看護学実習Ⅰ	2	60							2	60										
	老年看護学実習Ⅱ	2	90							2	90										
	小児看護学実習	2	90									2	90								
	母性看護学実習	2	90									2	90								
	精神看護学実習	2	90									2	90								
	統合実習	2	90										2	90							
合計	104	3030	22	555	23	570	23	630	17	555	15	600	4	120							
				45 単位		1125 時間		40 単位		1185 時間		19 単位		720 時間							

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。